

宮崎霊園永代供養墓使用規程

第1条（使用規程）

この規定は、公益財団法人宮崎霊園事業団の永代供養墓の使用について定めたもので、宮崎霊園永代供養墓使用権利又は宮崎霊園永代供養墓生前予約使用権利を取得したもの（以下使用権利者という）は、この規程に従うものとします。

第2条（使用目的）

永代供養墓は、遺骨を納める目的以外には使用できません。

第3条（使用資格）

永代供養墓は、宗教・宗派を問わず、いかなる人の遺骨も合葬・合祀埋骨することができます。

第4条（供養墓参）

1. 永代供養墓は宗教・宗派を問わないことから、定期的に（公財）宮崎霊園事業団が献花等供養を行います。
2. 墓参者は、永代供養墓内に立ち入ることができません。
3. 墓参者は、供養墓前面の合同参拝所で墓参を行います。
4. 墓参者は、供物等を持参した場合は必ず持ち帰ることとします。

第5条（供養料）

1. 合葬墓供養料は、一骨壺あたり 150,000 円とします。
2. 当初から合祀堂に納骨をされる方の供養料は、一骨壺あたり 30,000 円とし、同時に複数納骨する場合は、2 骨壺目より 10,000 円とします。
3. 墓碑銘プレートの費用は、1 名札あたり 20,000 円（税込）とします。

（但し、本事業は、行政申請許可後に開始します。）

第6条（使用期間および更新）

1. 使用期間は、永代供養墓へ納骨した日から 30 年を経過するまでの期間とします。
2. 合葬墓にて 30 年間供養後、引き続き合葬墓でのご供養を希望の場合は、改めてのご契約となります。
3. 当初から合祀堂に納骨される場合は、遺骨に乾燥、粉骨処理を施し、他の方々と一緒に永代に供養いたします。

第7条（合祀）

1. 第6条第1項により使用期間が経過した遺骨は、粉骨処理を行い永代供養墓内に設置する「合祀堂」にて、他の方々と一緒にお納めし合祀いたします。

第 8 条 (使用契約)

1. 申込人は、宮崎霊園事業団と永代供養墓使用契約を締結し、所定の供養料を現金又は振り込みで全額納付します
2. 生前に永代供養墓の使用権利を取得する者（生前予約）は、宮崎霊園事業団と永代供養墓使用契約を締結し、供養料を現金又は振り込みで全額納付します。また、契約締結時に、権利者がお亡くなりの際合葬墓に納骨を行う指定人（連絡者）2 名を本人自筆の署名・捺印にて届出ることとします。

第 9 条 (使用許可証)

1. 宮崎霊園事業団と永代供養墓使用契約を締結した者は、納骨を行う際に提出する「永代供養墓使用申込書兼納骨届」の写しをもって使用許可証とします。
2. 生前に永代供養墓の使用権利を取得した者は、契約締結後交付される「宮崎霊園永代供養墓生前予約権利証書」をもって使用許可証とします。
3. 「宮崎霊園永代供養墓生前予約権利証書」を紛失または汚損された場合或いは記載内容に変更が生じたときは、速やかに再交付を受けてください。なお、権利証書の再交付については、手数料として 1,000 円をいただきます。

第 10 条 (使用許可申請)

1. 永代供養墓使用の申請を行う方は、所定の永代供養墓使用申込兼納骨届及び宮崎霊園永代供養墓生前予約権利証書（生前予約者のみ）を宮崎霊園事業団事務所に事前に提出して承認を受けてください。
2. 葬儀後に納骨される方は火葬埋葬許可証を提出してください。
3. お墓から改葬し納骨される方は、法令に定める自治体発行の「改葬許可証」を提出してください。

第 11 条 (納骨の手続き)

1. 納骨を行うは、指定日に宮崎霊園現地事務所にて受付を行い納骨してください。その際、使用許可申請の際交付された所定の「管理番号シール」を骨壺に必ず貼付してください。
2. 納骨日は、毎月 2 回（1 日・15 日）とし、該当日が休日の場合は、翌営業日（月曜～金曜：土日、祝日は休業）とします。
3. 納骨は、業務委託業者が行います。

第 12 条 (埋骨条件)

1. 人の焼骨以外のものを納骨することはできません。
2. 納骨は、(公財) 宮崎霊園事業団の責任で行います。
3. 永代供養墓を衛生的永続的に維持管理するため、遺骨は石材店で乾燥処理を施し、場合によっては粉骨処理まで行い、6 寸サイズ（18.18cm）以下の骨壺に納め用意してください。

第 13 条（使用権利者の義務）

1. 使用権利者又はその配偶者の氏名・本籍・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく宮崎霊園に届出ることとします。

第 14 条（使用権売買の禁止）

永代供養墓の使用権利は、他の者に売買、譲渡、又は貸与することはできません。

第 15 条（遺骨の返還）

1. 合葬墓及び合祀堂にお納めしたご遺骨については返還いたしません。
2. 但し、30 年間の合葬期間中に限り、返還の申し出があった場合は、遺骨の返還を行います。また、契約時に納めていただいた永代供養料等については一切返還いたしません。

第 16 条（契約解除）

1. 生前申込後 8 日以内に書面をもって契約を解除することができます。
2. 生前申込後 8 日超の場合、契約時の申込金（永代供養料）を違約金として（公財）宮崎霊園事業団に支払うものとします。

第 17 条（補償及び補修）

使用権利者は、その責に帰すべき理由により、永代供養墓の施設等を毀損し、または滅失したときは、使用者の責任と負担により補償又は補修をしていただきます。

第 18 条（不可効力による事故の責任）

当墓地内において発生した自然災害などの不可抗力や第三者によって生じた事故、損害、盗難等については、（公財）宮崎霊園事業団はその責任を負いません。

第 19 条（附則）

1. この規定に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度（公財）宮崎霊園事業団が定めます。
2. この使用規程は、2019 年 4 月 1 日より実施します。